

一部負担金等免除申請書について

この申請書は東日本大震災により被災し、下記の要件に該当した加入者等が、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等の免除を受けるために必要な「一部負担金等免除証明書」の交付申請を行うための用紙です。

特定被災区域に居住し、以下の(1)～(6)のいずれかに該当する加入者や被扶養者

- (1) 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした(取扱終了)
- (2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った(取扱終了)
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明(取扱終了)
- (4) 福島原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域又は特定避難勧奨地点に指定あるいは特定されたため(解除・再編された地域を含む)
- (5) 長期避難世帯となったため(取扱終了)
- (6) その他準じた事情があるため

【免除対象者の要件と免除期間】

免除対象者及び免除措置の期限については、以下のとおりです。

ただし、加入者が資格喪失したとき又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、一部負担金等の免除措置ができなくなります。

帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の加入者等(震災後に他市区町村へ転出した加入者等を含みます。)

・令和7年2月29日まで

※旧避難指示区域等の加入者等の標準報酬月額が53万円以上に改定された場合は、免除措置は終了となりますので速やかに免除証明書を返送してください。

令和5年度中に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)の上位所得層の加入者等(震災後に他市区町村へ転出した加入者等を含みます。)

・令和6年9月30日まで

【申請手続きについて】

新たに採用されて加入資格を取得した加入者や、被扶養者に認定申請したご家族が、上記の免除対象者の要件に該当するときは、「一部負担金等免除申請書」に必要な事項を記入し、避難指示等の対象地域に居住していたことが確認できる書面(詳しくは「一部負担金等免除申請書」の裏面を参照のこと。)を添付し、学校法人等を通じて(任意継続加入者は、直接私学事業団へ)申請してください。

※申請書は表裏両面に記入事項等がありますのでご注意ください。

私学事業団では申請書の内容を確認のうえ「一部負担金等免除証明書」を交付します。

〔一部負担金等免除証明書について〕

加入者及び被扶養者が、私学事業団の交付する「一部負担金等免除証明書」を「加入者証」等に添えて医療機関等の窓口に掲示することによって、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の、免除を受けることができます。

〔一部負担金等の還付について〕

保険医療機関等に支払った一部負担金等や、一部負担金等免除証明書が発行されるまでの間に、やむを得ない事情により保険医療機関等に「一部負担金等免除証明書」を提示せず、一部負担金等を負担した場合は、「一部負担金等還付請求書」により当該一部負担金等の還付を請求することができます。

〈一部負担金の支払いをした日の翌日から起算して2年間を経過すると、請求権は時効により消滅します。〉